

厚生労働大臣が定める掲示事項等

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 入院基本料について

当院の内科混合病棟、外科混合病棟、こばと棟では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

当院のHCU病棟では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

当院の小児精神科病棟、小児心療科病棟では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

3 当院は以下の各種指定を受けた医療機関です。

- ・健康保険法指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・結核指定医療機関
- ・指定養育医療機関
- ・生活保護法等指定医療機関
- ・特定疾患医療給付事業委託医療機関
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関
- ・特定医療（指定難病）指定医療機関

4 施設基準等に係る届出について

当院は東海北陸厚生局長に下記の届出を行っております。

(1) 入院時食事療養費

◆入院時食事療養（I）

当院は医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。

(2) 基本診療料

◆一般病棟入院基本料(急性期一般入院料6)	◆精神病棟入院基本料10対1
◆障害者施設等入院基本料7対1	◆ハイケアユニット入院医療管理料1
◆小児入院医療管理料2	◆児童・思春期精神科入院医療管理料
◆情報通信機器を用いた診療	◆診療録管理体制管理加算3

◆医師事務作業補助体制加算 2	◆特殊疾患入院施設管理加算
◆療養環境加算	◆重症者等療養環境特別加算
◆精神科身体合併症管理加算	◆精神科リエゾンチーム加算
◆栄養サポートチーム加算	◆医療安全対策加算 1
◆感染対策向上加算 2	◆データ提出加算 (2、4)
◆入退院支援加算 2	◆医療的ケア児 (者) 入院前支援加算
◆精神疾患診療体制加算	◆初診料 (歯科) の注 1 に掲げる基準
◆歯科外来診療医療安全対策加算 1	◆歯科外来診療感染対策加算 1
◆歯科診療特別対応連携加算	

(3) 特掲診療料

◆がん性疼痛緩和指導管理料	◆小児運動器疾患指導管理料
◆薬剤管理指導料	◆医療機器安全管理料 1
◆精神科退院時共同指導料 2	◆在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
◆遺伝学的検査	◆先天性代謝異常症検査
◆検体検査管理加算 (I、II)	◆遺伝カウンセリング加算
◆脳波検査判断料 1	◆神経学的検査
◆CT撮影及びMRI撮影	◆無菌製剤処理料
◆脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	◆運動器リハビリテーション料 (I)
◆呼吸器リハビリテーション料 (I)	◆摂食機能療法の注 3 に掲げる摂食嚥下機能回復体制加算 2
◆障害児 (者) リハビリテーション料	◆集団コミュニケーション療法料
◆児童思春期精神科専門管理加算	◆療養生活継続支援加算
◆医療保護入院等診療料	◆胃瘻造設術 (医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術)
◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
◆外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	◆入院ベースアップ評価料 86
◆歯科疾患管理料の注 11 の総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料	◆口腔細菌定量検査
◆クラウンブリッジ維持管理料	◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

(4) その他

◆酸素の購入価格

定置式液化酸素貯槽 (CE) 0.13 円/L 小型ボンベ (3,000L 以下) 2.32 円/L

5 当院では以下の項目について実費の負担をお願いしています。

(1) 保険外負担一覧

内 容	金 額
診断書料 (1 枚につき) ※詳細は「文書手数料取扱基準」をご参照ください。	1,000 円～5,500 円
医師面談料 (1 回につき)	5,500 円
診察券再発行手数料 (1 件につき)	200 円

複写手数料〔エックス線フィルム〕 (1枚につき)	半切	1,000円
	大角	900円
	大四ツ切	800円
	四ツ切	700円
	六ツ切	600円
複写手数料〔CD〕(1枚につき)		1,050円
遺伝カウンセリング料	初回	11,000円
	2回目以降	5,500円
遺伝子検査料(ヒト遺伝子単一エクソン解析)	検査箇所1	16,870円
	検査箇所2	28,970円
被服(病衣)使用料(1日につき)		180円
付添寝具料(1日につき)		170円

(2) 保険外負担に関する事項

ア 入院期間が180日を超える入院

患者様の事情により長期に入院される場合は、180日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合があります。

内 容	金 額
入院等に係る料金(1日につき) ※通算対象入院料の基本点数の15%相当。	2,190円

イ 長期収載品の処方等又は調剤に要した費用

患者様の希望により長期収載品(後発医薬品の保険収載後5年度経過した先発医薬品又は5年未満でも後発医薬品への置換率が50%に達している先発医薬品)を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(該当の後発医薬品のうち薬価が最も高いものとの差額の4分の1の金額)が選定療養として患者様の自己負担となります。

6 医科点数表第2章第10部手術の通則の第5号及び第6号(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術の施設基準に係る手術件数

令和6年1月から令和6年12月までの手術件数です。

K0761	観血的関節授動術(膝)	15件
K080-2	内反足手術	6件
K710-2	腹腔鏡下脾固定術	1件

* 手術内容等についてご不明の点は、お気軽に主治医までお尋ねください。

7 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年8月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料

で発行することと致しました。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

また、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

なお、明細書を発行するに当たり、受付でのコンピュータ入力にお時間をいただくことがあります。あらかじめご了承ください。

8 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を整えており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

9 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

10 一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、医薬品の供給状況を踏まえ、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般的な名称により処方箋の発行を行う場合があります。

なお、前述のとおり、患者様の希望により長期収載品（後発医薬品の保険収載後5年度経過した先発医薬品又は5年未満でも後発医薬品への置換率が50%に達している先発医薬品）を処方した場合は、薬価の一部が患者様の負担となる可能性があります。

11 歯科医療に係る感染防止対策について

当院では、歯科医療における院内感染防止対策について、下記のとおり取り組んでいます。

- ・院内感染対策に係わる指針等の策定
- ・院内感染対策に係わる研修の定期的な受講ならびに従業者への定期的な研修の実施
- ・口腔内で使用する歯科医療機器などに対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策を講じています。

設置装置等：高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）

- ・当院は、歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

12 歯科医療に係る医療安全管理対策について

当院では、歯科医療に係る医療安全管理対策について、下記のとおり取り組んでいます。

- ・医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係わる指針等の策定
 - ・医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従業者への研修の実施
 - ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。
- 設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- ・緊急時に、対応できるよう医科医療機関と連携しています。

連携医療機関名：愛知県医療療育総合センター中央病院

電話番号：0568-88-0811

- ・当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算1」を算定しています。